

平成30年第1回市原市議会定例会議案概要

人 事 案 件	……	1件
条 例 の 新 規 制 定	……	4件
条 例 の 一 部 改 正	……	11件
平成29年度補正予算	……	7件
平成30年度当初予算	……	7件

計 30件

議案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 本案は、人権擁護委員鶴岡康一（ツカカ コウイチ）氏が平成30年6月30日をもって任期満了となるため、新たに布施博明（フセ ヒロアキ）氏を委員候補者として推薦しようとするものである。

生年月日 昭和29年9月21日

住 所 市原市新生334番地

議案第2号 公共施設の個人利用における子ども料金の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 本案は、総合計画に掲げる「子どもたちの輝き・若者の夢・いちはらの文化を育むまち」の実現に向け、未来への投資として、公共施設の個人利用における中学生以下の子ども料金を無償化するため、制定しようとするものである。

施行期日 平成30年4月1日

◆（参考）制定の概要

改正する条例

- (1) 市原市自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例
- (2) 市原市サンプラザ市原の設置及び管理に関する条例
- (3) 市原市憩の家の設置及び管理に関する条例
- (4) 市原市中央武道館の設置及び管理に関する条例
- (5) 市原市海づり施設の設置及び管理に関する条例
- (6) 市原市有料公園施設管理条例

（個人利用における中学生以下の子ども料金を無償化する施設等の概要）

施設名称等	現行料金等
自転車駐車場定期使用料	1,200円～4,800円
サンプラザ市原温水プール基本利用料金	200円
憩の家入館料	200円
中央武道館使用料	120円
中央武道館健康増進センター体力測定器使用料	420円
海づり施設釣り料及び入場料	110円～460円
臨海プール、姉崎プール及び八幡プールの使用料	190円
姉崎スケート場使用料	50円～480円
臨海競技場使用料（陸上競技で個人利用の場合）	100円

※総合公園スケートパーク使用料については、「議案第14号 市原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」により、個人利用における中学生以下の子ども料金を無償化とする。

議案第3号 市原市長の給与の特例に関する条例の制定について

- 本案は、市原市水道事業における有収率改ざん問題に対して、水道事業管理者の権限を有し、水道事業職員の指導監督責任者である市長の給料等を減額するため、制定しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆ (参考) 制定の概要

- 1 減額の期間 平成30年4月1日から平成30年4月30日まで
- 2 減額率 月額給料及び地域手当の合計額の1/10

議案第4号 市原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

- 本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため、制定しようとするものである。

施行期日 平成30年4月1日ほか

◆ (参考) 制定の概要

介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業所の指定権限が、都道府県から市町村へ移譲されることから、申請者の資格、人員及び運営に関する基準等について定める。制定に当たっては、本市における特段の事情や地域性が認められないことから、厚生労働省令等を参酌し制定する。

ただし、介護予防支援の基準等との整合を図るため、次の市原市独自の基準を設ける。

(市原市独自の基準)

- (1) 申請者から、市原市暴力団排除条例に規定する暴力団員等を除く。
- (2) サービスの提供に関する記録の保存期間を5年間とする。(省令における各種文書の保存期間は2年間)

議案第5号 市原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

- 本案は、教育に関する事務のうち市長が管理し、及び執行する事務を定めるため、制定しようとするものである。

施行期日 平成30年4月1日

◆ (参考) 制定の概要

- 1 市長事務部局において、オリンピック・パラリンピックをはじめとするスポーツに関する事務(学校における体育に関することを除く。)を一元的に所管する。
- 2 市原市スポーツ推進審議会を市長の附属機関とするため、市原市スポーツ推進審議会設置条例の一部を改正する。

議案第6号 市原市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、平成30年4月1日付けで行政組織機構改革を実施するため、改正しようとするものである。

施行期日 平成30年4月1日

◆（参考）改正の概要

資産経営部及びスポーツ国際交流部を新たに設置する。

(1) 資産経営部の事務分掌

- ・公共資産マネジメントに関すること
- ・財産管理に関すること
- ・工事検査に関すること

(2) スポーツ国際交流部の事務分掌

- ・スポーツに関すること
- ・人権、男女共同参画及び国際交流に関すること
- ・芸術祭に関すること

議案第7号 市原市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、市長の事務部局及び消防の各職員の定数を増員し、教育委員会の事務部局の職員の定数を減員するため、改正しようとするものである。

施行期日 平成30年4月1日

◆（参考）改正の概要

定数

機関名等	改正前	改正後	増減
市長の事務部局	1,387名	1,416名	+29
議会の事務部局	13名	13名	—
選挙管理委員会の事務部局	6名	6名	—
農業委員会の事務部局	12名	12名	—
監査委員の事務部局	8名	8名	—
教育委員会の事務部局	187名	166名	▲21
消防の職員	373名	376名	+3
水道事業企業職員	46名	46名	—
総職員数	2,032名	2,043名	+11

議案第8号 市原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、本市一般職の職員の時間外勤務手当等の算定基礎となる、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改めるため、改正しようとするものである。

施行期日 平成30年4月1日ほか

◆（参考）改正の概要

1 市原市一般職の職員の給与に関する条例（施行期日 平成30年4月1日）

勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、所定労働時間から規則で定める時間を減じることと規定する。

※規則で定める時間

国民の祝日に関する法律で規定する休日及び12月29日から1月3日までの年末年始の日数×7時間45分

- 2 市原市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（施行期日 公布の日）
住居手当に係る条文整理

議案第9号 市原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、建築基準法、土壤汚染対策法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 平成30年4月1日

◆（参考）改正の概要

- 1 建築基準法関係事務手数料

建築基準法の一部改正により、用途地域に田園住居地域が追加されたことから改正を行う。

- 2 土壤汚染対策法関係事務手数料

土壤汚染対策法の一部改正により、次の承認申請に対する審査手数料を追加する。

- (1) 汚染土壤処理業の譲渡及び譲受 1件当たり 120,000円
- (2) 汚染土壤処理業に係る法人の合併又は分割 1件当たり 120,000円
- (3) 汚染土壤処理業の相続 1件当たり 120,000円

- 3 消防法危険物関係事務手数料

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、手数料の標準額が見直されたことから、製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料を上げる。

議案第10号 市原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、第7期市原市介護保険事業計画の策定及び介護保険法等の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 平成30年4月1日

◆（参考）改正の概要

- 1 介護保険料の改定

現在、策定を進めている第7期介護保険事業計画（平成30年度から32年度まで）において、高齢者人口の増加に伴うサービス供給量、介護報酬の改定などから推計した計画期間中の総給付費及び被保険者数を基に、給付と負担の均衡を考慮した保険料設定とする。

保険料基準額 第6期（現行）4,900円 第7期（改正後）5,390円

- 2 所得指標の変更

保険料段階の判定に、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることを規定する。

- 3 罰則対象者の拡大

介護保険法等の一部改正により市町村の質問検査権及び罰則対象者が、第2号被保険者の配偶者等にまで拡大されたことに伴い、罰則対象者を同様に拡大する。

現行 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者

改正後 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者

※第1号被保険者 65歳以上の者

第2号被保険者 40歳以上65歳未満の医療保険加入者

議案第11号 市原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び市原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行等に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 平成30年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

本市における特段の事情や地域性が認められないことから、厚生労働省令の基準を参酌し、次の改正を行う。

- 1 市原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 - (1) 共生型地域密着型サービスの創設に伴い、当該サービスの基準等を規定する。
※共生型サービスとは、ホームヘルプサービスなどについて、高齢者や障がい児者が、共に利用できるサービスをいう。
 - (2) 療養通所介護の基準について、秘密保持等及び事故発生時の対応に係る基準を定める。
- 2 市原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
 - (1) 医療と介護の連携強化のための情報提供等を規定する。
 - (2) 利用者との契約時に、複数の事業所の紹介が可能であることの説明義務を規定する。
 - (3) 障害福祉制度の相談支援専門員との連携の必要性を規定する。

議案第12号 市原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、国民健康保険法及び同法施行令の一部改正等に伴うもののほか、国民健康保険財政の安定化を図るため、改正しようとするものである。

施行期日 平成30年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

1 国民健康保険法及び同法施行令の一部改正等に伴う改正

- (1) 中低所得者の負担に配慮しつつ、高所得者からの保険料の増収を図るため、保険料賦課限度額を改定する。

基礎賦課限度額 現行54万円 改正後58万円

- (2) 経済対策等により賃金が上昇するものの、物価も併せて上昇することから、結果的に生活水準は同じであっても来年度以降保険料の軽減対象でなくなる被保険者への対応として、軽減制度の拡充を行う。

軽減割合	5割軽減		2割軽減	
	現行	改正後	現行	改正後
世帯主と加入者の合計所得	33万円+(27万円×加入者数)以下	33万円+(27万円×加入者数)以下	33万円+(49万円×加入者数)以下	33万円+(50万円×加入者数)以下

- (3) 平成30年度から施行される国民健康保険財政の広域化に伴う所要の改正を行う。

2 国民健康保険の保険料率の改正

国民健康保険財政の広域化の動向を踏まえ、平成25年度より段階的な保険料率の引き上げを実施してきたが、平成28年度に国より国民健康保険財政の広域化における法定外の一般会計繰入金に係る考え方が示され、さらなる適正な保険料率の設定に取り組む必要があるため、改正を行う。

(現行保険料率及び改正後保険料率の概要)

区分		現行	改正後
基礎賦課額 (医療分)	(1) 所得割	100分の6.65	100分の6.76
	(2) 被保険者均等割額	19,300円	20,800円
後期高齢者支援金等賦課額 (支援分)	(1) 所得割	100分の2.20	100分の2.25
	(2) 被保険者均等割額	11,300円	12,000円
介護納付金賦課額 (介護分)	(1) 所得割	100分の2.17	100分の2.23
	(2) 被保険者均等割額	13,200円	13,900円

議案第13号 市原都市計画事業姉崎駅前土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、姉崎駅前土地区画整理事業における事務所の所在地を変更するため、改正しようとするものである。

施行期日 平成30年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

姉崎駅前土地区画整理事業の進捗により、当該事業の事務を五井区画整理事務所において行うこととするため、事務所の所在地を「姉崎海岸49番地の1」から「五井中央西2丁目3番地13」に改める。

議案第14号 市原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、都市公園法施行令の一部改正に伴うもののほか、総合公園スケートパークの個人利用における中学生以下の子どもの使用料を無償化するため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日ほか

◆（参考）改正の概要

- 1 都市公園法施行令の一部改正に伴う改正（施行期日 公布の日）
本市が設置する都市公園の運動施設率について、国の基準を参酌し、50%以下とする。
ただし、八幡運動公園については、現状の運動施設率が52.6%であるため、53%以下とする。
- 2 総合公園スケートパークの個人利用における中学生以下の子ども使用料の無償化
現行使用料 100円 (施行期日 平成30年4月1日)

議案第15号 市原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、水道事業の管理者を置くため、改正しようとするものである。

施行期日 平成30年4月1日

◆（参考）改正の概要

- 1 改正する条例
 - (1) 市原市水道事業の設置等に関する条例
 - (2) 市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例
 - (3) 市原市職員の旅費に関する条例
 - (4) 市原市公営企業職員の給与の種類および基準に関する条例
 - (5) 市原市水道事業給水条例
 - (6) 市原市個人情報保護条例
 - (7) 市原市情報公開条例
- 2 水道事業の管理者の給与月額 590,000円

議案第16号 市原市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、消防団員の報酬及び手当の引上げにより処遇の改善を図るため、改正しようとするものである。

施行期日 平成30年4月1日

◆（参考）改正の概要

- 1 分団長職以下の報酬の引き上げ

階級	職名	現行報酬（年額）	改正後報酬（年額）
分団長	分団長	50,000円	50,500円
副分団長	副分団長	43,000円	45,500円
部長	部長	33,000円	37,000円
班長	班長	28,000円	37,000円
団員	基本団員	24,000円	36,500円
	災害支援団員	8,000円	12,000円

2 手当の引き上げ

現行 1回につき2,200円

改正後 火災等による4時間未満の出動 1回につき3,500円

火災等による4時間以上の出動 1回につき7,000円

その他の出動 1回につき2,200円

議案第17号 平成29年度市原市一般会計補正予算(第3号)について

- 本案は、財政管理費、障害者自立支援給付費、園児費、生活保護扶助費、公害対策費、農業振興費、新産業導入促進事業費、道路橋りょう維持費、土地区画整理費、公園費、非構造部材耐震対策費、人件費等の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,138,866千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,345,213千円とするものである。

歳入としては、市税、地方消費税交付金、国庫支出金、繰越金、諸収入等を計上するとともに、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、県支出金、繰入金、市債等を減額計上するものである。

また、継続費の変更及び廃止、繰越明許費の追加及び変更並びに地方債の追加、変更及び廃止も併せて行うものである。

◆ (参考) 補正予算の概要

3月補正予算は、平成29年度の最終の補正予算となることから、歳入歳出とも、決算見込みを踏まえた精算のほか、国の補正予算に対応した事業を計上した。

(主な補正内容)

- (1) 市税は、個人市民税、法人市民税及び固定資産税などが当初の見込みを上回ることから、約15億7000万円を増額する。
- (2) 国の補正予算関連事業として、一般会計の内、農林水産業費で担い手確保・経営強化支援事業、教育費で小中学校非構造部材耐震対策事業の合計3事業、下水道事業特別会計で落原ポンプ場整備事業他2事業、合わせて6事業を追加する。
- (3) 生活保護受給者、世帯数の増加などに伴い、医療扶助等の扶助費が増加したことから、生活保護扶助費を約5億8000万円増額する。
- (4) 公共施設の老朽化等に伴う、後年度の財政需要の増大が見込まれることから、歳入歳出予算の決算見込みを踏まえ、各種基金残高の確保を図る。
 - ・財政調整基金10億円の取崩しを取り止める。
 - ・公共施設の改修等に備えるため、当初予算で計上していた公共施設整備基金3億円の取崩し額を1億7700万円減額して基金残高を確保するとともに、新たに10億円を積み立てる。

議案第18号 平成29年度市原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

- 本案は、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、共同事業拠出金、諸支出金、人件費等の調整で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,256,422千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,346,578千円とするものである。

歳入としては、前期高齢者交付金、繰越金等を計上し、国民健康保険料、療養給付費等負担金、県財政調整交付金、共同事業交付金、一般会計繰入金等を減額計上するものである。

議案第19号 平成29年度市原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

- 本案は、後期高齢者医療広域連合納付金、人件費等の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,229千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,765,529千円とするものである。
- 歳入としては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金、繰越金を計上し、諸収入を減額計上するものである。

議案第20号 平成29年度市原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

- 本案は、居宅介護サービス等給付費、地域密着型介護サービス等給付費、施設介護サービス等給付費、居宅介護サービス計画等給付費、高額介護サービス費、介護給付費準備基金積立金、人件費等の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ421,928千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,163,254千円とするものである。
- 歳入としては、支払基金交付金、繰入金、繰越金を計上し、国庫支出金、県支出金等を減額計上するものである。

議案第21号 平成29年度市原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

- 本案は、人件費の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,926千円とするものである。
- 歳入としては、一般会計繰入金を計上するものである。

議案第22号 平成29年度市原市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

- 本案は、一般管理費、建設改良費、人件費等の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68,836千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,236,910千円とするものである。
- 歳入としては、下水道事業受益者負担金、国庫支出金、市債等を計上し、下水道使用料、一般会計繰入金を減額計上するものである。
- また、繰越明許費の追加及び地方債の変更も併せて行うものである。

議案第23号 平成29年度市原市水道事業会計補正予算（第2号）について

- 本案は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めようとするものである。
- 収益的収入は、一般会計負担金等で34,648千円を計上するとともに、給水収益、給水申込納付金、一般会計補助金等で17,838千円を減額計上するものである。
- 収益的支出は、原水及び浄水費、資産減耗費で8,402千円を計上するとともに、総係費、減価償却費等で5,586千円を減額計上するものである。
- また、資本的収入は、工事負担金で7,443千円を計上するとともに、企業債で132,500千円を減額計上するものである。
- 資本的支出は、拡張事業費、配水設備費等で180,652千円を減額計上するものである。
- なお、資本的収入が資本的支出を上回る額55,595千円は、補てんを予定する過年度分損益勘定留保資金を減額するものである。
- また、継続費の変更及び廃止、企業債の変更も併せて行うものである。

議案第24号 平成30年度市原市一般会計予算について

- 本案は、市原市総合計画「変革と創造いちほらビジョン2026」の具現化のため、「変革方針2017」及び「第1次実行計画見直し方針2017」に基づき進化する実行計画の着実な推進を図ることを目指して編成したものであり、歳入歳出予算の総額を90,630,000千円と定めようとするものである。

併せて、継続費9件、債務負担行為16件、地方債33件、一時借入金、歳出予算の流用についても定めようとするものである。

◆ (参考) 予算の概要

一般会計	906億3000万円	対前年度比 0.1%減
特別会計	574億160万円	対前年度比10.7%減
企業会計	50億5270万円	対前年度比11.8%増
全合計	1530億8430万円	対前年度比 4.0%減

[一般会計の歳出の概要]

議会費(0.7%減)・総務費(23.5%減)・民生費(3.1%増)・衛生費(5.4%増)・労働費(5.1%増)

農林水産業費(8.8%減)・商工費(0.7%減)・土木費(4.5%増)・消防費(16.6%増)・教育費(1.9%増)

災害復旧費(0.8%増)・公債費(1.2%減)・予備費(前年度同額)

議案第25号 平成30年度市原市国民健康保険事業特別会計予算について

- 本案は、歳入歳出予算の総額を28,598,000千円と定めようとするものである。

歳出は、一般管理費、賦課徴収費、保険給付費、事業費納付金、保健事業費、諸支出金等を計上した。

歳入は、国民健康保険料、療養給付費交付金、保険給付費等交付金、一般会計繰入金等を計上した。

議案第26号 平成30年度市原市後期高齢者医療事業特別会計予算について

- 本案は、歳入歳出予算の総額を2,953,800千円と定めようとするものである。

歳出は、一般管理費、賦課徴収費、後期高齢者医療広域連合納付金等を計上した。

歳入は、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等を計上した。

議案第27号 平成30年度市原市介護保険事業特別会計予算について

- 本案は、歳入歳出予算の総額を20,295,300千円と定めようとするものである。

歳出は、一般管理費、賦課徴収費、介護認定調査等費、保険給付費、地域支援事業費等を計上した。

歳入は、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金等を計上した。

また、債務負担行為1件についても併せて定めようとするものである。

議案第28号 平成30年度市原市農業集落排水事業特別会計予算について

- 本案は、歳入歳出予算の総額を80,000千円と定めようとするものである。

歳出は、一般管理費、農業集落排水事業費、公債費等を計上した。

歳入は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、県支出金、一般会計繰入金等を計上した。

議案第29号 平成30年度市原市下水道事業特別会計予算について

- 本案は、歳入歳出予算の総額を5,474,500千円と定めようとするものである。
- 歳出は、維持管理費、松ヶ島終末処理場整備事業費、松ヶ島ポンプ場整備事業費、幹線・管渠整備費、公債費等を計上した。
- 歳入は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、一般会計繰入金、市債等を計上した。
- また、継続費2件及び地方債1件についても併せて定めようとするものである。

議案第30号 平成30年度市原市水道事業会計予算について

- 本案は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めようとするものである。
- 収益的収入は、給水収益、一般会計負担金等で2,608,341千円を計上した。
- 収益的支出は、2,608,341千円であり、各施設の維持管理費、減価償却費、企業債償還利子等を計上した。
- また、資本的収入は、企業債、工事負担金で1,011,300千円を計上した。
- 資本的支出は、2,444,359千円であり、拡張事業費、配水設備費、企業債償還金等を計上した。
- なお、資本的収入が資本的支出に不足する額1,433,059千円は、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんする。
- また、企業債2件についても併せて定めようとするものである。